○　入札参加資格等について

１　名簿の登録等

⑴　京都市上下水道局の令和８年度の競争入札有資格者名簿（物品）に登録されていること。

⑵　公告の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局入札等取扱要綱第２７条第１項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

２　市内要件、企業規模

京都市内に本店又は主たる事業所を有する企業（中小企業又は大企業）であること。

３　関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、資本関係、人的関係及びこれらと同視できる関係に該当する場合（詳細は下記※参照）は、そのうちの一者しか参加できない。

４　入札参加資格

⑴　履行実績

特になし。

⑵　その他の参加資格

上記以外の条件なし。

５　提出書類

⑴　入札時に提出する書類

特になし。

⑵　開札後、落札候補者となったときに提出する書類

特になし。

６　その他

特になし。

※　関係会社の参加制限について

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ｱ)　子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ｲ)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし、会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第２条第１５号に規定する社外取締役、会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

ｂ　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ　その他業務を執行する者であって、ａからｃまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ｳ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合